

広島県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市警固屋五丁目一六八番五地先から 呉市警固屋五丁目一六八番五地先まで	新	旧	三五・〇〇〃 四一・五〇〃	六・六〇	拡幅
	旧	新	七・二〇〃 六二・七〇〃 八・九〇〃 一七四・〇〇〃 六・四〇〃 三三・〇〇〃	一〇〇九・四〇 〇 一三二二・七〇 一八八・五〇	
呉市警固屋八丁目五〇番一地先から 呉市警固屋八丁目五〇番一地先まで	新	旧	一〇・二〇〃 一七四・〇〇〃 三四・〇〇〃	一八八・五〇	トリプルウェイ 一部拡幅 一部幅員減少
	旧	新	六・八〇〃 二二七・〇〇〃 二五・〇〇〃 一九〇・七〇〃	一二四五・〇〇 〇 一三三五・一〇	
呉市警固屋八丁目五〇番一地先から 呉市音戸町引地一丁目三八五番二地先まで	新	旧	七・〇〇〃 一六一・三三〇	五〇八七・一〇	ダブルウェイ 延伸 一部拡幅 一部幅員減少 県道音戸倉橋線と一部重複
	旧	新	六・八〇〃 二二七・〇〇〃 七・〇〇〃	一二四五・〇〇 〇	